

「いじめ・暴力追放」をめざして【小・中学校】

尾崎小学校

1 事件の振り返り

子どもは、保護者や地域、学校など多くの大人に囲まれた中で日々の生活を送っている。そして、いつの時代にも子どもは、そうした大人目から隠れているいろいろなことをしてきた。しかしながら、今回のインターネットを使ったいじめに関する事件が社会に与えた影響は、想像をはるかに超えるものであった。多くの子どもがパソコンや携帯電話、スマートフォンなどをもっており、誰もが簡単にインターネットを使えるということは、いつでも加害者にも被害者にもなりうるということである。以前からネット上では、気軽に自分の思いをつぶやいたり、写真や映像を投稿したりすることで自己満足を得ることが日常的に行われていた。しかし、その実態を保護者や教職員が十分に把握できていない現実があり、有効な対応策が遅れていた。

また、事件に関わった子どもたちの人間関係を考えたとき、学校も年齢も違う子どもたちがどのようにして結びついていったのか。学校や地域で居場所をつくりにくい子どもたちにどう対応していくのか。不満や不安はどこからきているのか。事件の背景にある子どもたちの環境を検証し、学校として何ができるのか対応策を考えていく必要がある。今回の事件や、その後も起きているいじめの問題は、事後的な対処法だけではなく、未然防止のためにどんな対策が必要なのか、いじめのない学校を築いていくために何をすべきなのかという大きな課題を我々に突きつけている。

2 学校や教師の思い

いじめは、どこの学校にもいつ起こるかわからない、起こりうる可能性のある問題だということは、以前から言われてきたことである。しかし、昨年のあの日は、本当に大きな衝撃が走った。「なぜ、こんな事件が起こったのか。」「学校や家庭など近くにいた大人達は、把握していなかったのか。」「なぜ未然に防げなかったのか。」様々な疑問や思いが渦巻いた。今までにも対策を取っていなかった訳ではないが、第三者委員会の提言も受けて、今まで以上に職員間の共通理解を図り、何度も校内研修会を行ってきた。その中で、これまで子どものことを見ているようで実は見ていなかったのではないかという反省の下、子どもの周りにいる保護者、学校、地域の大人が、子どもを見守り、導き、育てていくことを今まで以上に本気で取り組んでいかなければならないという思いを強くした。

平成25年6月28日には、平成25年法律第71号として「いじめ防止対策推進法」が公布された。その8条において「学校及び学校の教職員の責務」として、「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する」と規定されている。いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応という観点から、学校におけるこれまでの取組を見直し、一人一人が大切にされるいじめのない学校環境の醸成に向けて教職員が一丸となって取り組んでいく覚悟である。

3 事件の再発を防ぐために

(1) 実態把握(早期発見)

児童同士のトラブルが起こるのは、休み時間や放課後など、教師が直接関わっていない場面が多い。そのため教職員の気付かない児童の実態を把握するため、児童に対

する生活アンケートをこれまでより頻繁に行い、実態把握に努めている。困ったことを抱えている児童には面談の上、即時対応する。また、日常的な児童とのふれあいや観察により、「いじめの芽」である些細なトラブルを早期発見・早期解決し、児童にとって居心地の良い環境を整えることに努めている。また、学年部での情報の共有や管理職との密な連絡、報告により情報を集約し、兆候を把握した時点でチームを組んで対応していく協働体制を整えている。

(2) 道徳の時間の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから、他人を思いやることができない児童に対し、その行動の基盤となる道徳的心情を育てることが人権教育・道徳教育の責務である。「ほほえみ」や兵庫県版副読本資料や他の道徳資料も活用し、道徳の時間の充実を図っている。また、本校教育目標「自慢できることを増やし、自信やほこりを持てる子の育成」の下、各教科の特質に応じて道徳の内容項目と連動した指導を行う教育課程を編成し、その中で「わかる授業」を進め、児童の心に寄り添いながら自尊感情を高められるよう努力している。

(3) 特別活動・学級経営の中での取組

学級指導で、ネット上のトラブル防止のため、情報モラルに関する指導を徹底している。友達のいい所見つけや話し合い活動により、お互いの意見や思いが言える支持的風土のある学級を作る活動もしている。褒めることで自信の持てない子どもたちの自己肯定感を高めていく。また、児童会では、スローガン「えみがあふれる尾崎小」に沿った企画を次々と提案・実行し、一貫して児童同士の関わりを増やすような実践がなされている。(スマイルタイム・あいさつ運動・顔パズル・笑みがあふれる言葉等)



(4) 保護者・地域との連携、中学校区での連携

学級で気になる児童の行動については家庭訪問や電話等で家庭と密に連絡をとり、協力して対応している。7校園所PTAとも連携してのあいさつ運動や早寝早起き朝ごはん運動、ノーゲーム・ノーテレビデーの取組や父親クラブを中心として親子ふれあい活動も連携して実施するからこそその効果が期待できる。また、「親子の絆」や「インターネットの罠」等をテーマにした講演会をPTAと合同で実施し、心豊かな児童の育成に向けて研修を深めている。

中学校区においては、これまでも小1プロブレムや中1ギャップといった子ども達にとっての精神的なギャップを軽減できるように、校種間で授業を参観し合ったり、連携行事を行ったりしてきた。本年度は、さらに、中学校区で道徳の重点項目を「思いやり」「規範意識」に置き、9年間を見通した児童・生徒の育成に取り組んでいる。

4 子どもや私たち大人へのメッセージ

(1) 子どもへのメッセージ

- ・勇気を出して話してごらん。困っていること。悩んでいること。一緒に考えよう。
- ・きれいな言葉から美しい心が、あたたかい言葉から優しい心が育つ。友達のいいところを見つけ、えみがあふれる尾崎小にしよう。

(2) 大人へのメッセージ

- ・つながる絆。「おはよう」「いってらっしゃい」「お帰り」たくさんのあいさつから始めよう。
- ・地域のすべての子ども達の幸せを願って、子どもに温かいまなざしを注いでほしい。